### http://www2.chuo-u.ac.jp/gakuseibu/ \* \* \* \* \* 学生部だより

相談室の窓

## 学生相談室の

## 利用のすすめ



学生相談室

新入生の皆さんだけでなく、2年生以上の皆さんにとっても、4月はスタートの時期です。華やいだ雰囲気、新鮮な体験、希望や期待と同時に、緊張、不安を感じるときもあるでしょう。そんなときには、学生相談室を上手に利用してください。

#### 1. 学生相談室って何?

学生相談室は、**皆さんが豊かな大学生活を送るための様々なサポートをする機関**です。と言っても、イメージしにくいと思いますが、簡単に言えば、学生相談室には「相談」と「行事」という2つの顔があって、それらを通じて皆さんのニーズに応える努力をしている、ということです。それぞれについて紹介しましょう。

#### 2.「相談する」ということ――はずかしがらないで!――

学生相談室には1年間で在学生の約3パーセントの人達が相談にやってきます。代表的な相談は 例えばこんなことです。

#### ① 学業に関すること

履修・単位について 勉強の方法について 留学について サークル活動・ボランティア活動について

など

② 将来に関すること

進路・就職について 進学について 将来の生き方について など

③ 健康に関すること

心身の健康について 性格について 対人関係について など

④ 生活に関すること

学費について 奨学金について 悪質商法について

法律問題について など

その他どんな小さなことでも構いません。「こんな事を聞いてはいけないのではないか」「わからないのは私だけなのではないか」などと心配する必要は全くありません。はずかしがらずに「聞く」ことが、有意義な学生生活を送るために最も重要なことだと思います。学生相談室では教職員、心理カウンセラー、精神科医、弁護士といったスタッフが、皆さんの問題解決に向けてお手伝いをしています。

## 

#### 3. 学生相談室の行事とは?――気楽に、楽しく、そしてマジメに。――

学生相談室では、年間を通じて「**皆さんが共通に持っている疑問」「興味・関心の高いもの**」に焦点を当てて、気楽に、楽しい雰囲気でセミナーや講演会を行っています。 今年度スケジュールの決まっているものを紹介しましょう。

#### ① ボランティア・ワークキャンプ活動報告会(仮題)

毎年、ボランティア活動や、「ワークキャンプ」と呼ばれる国際交流活動など、様々な課外活動 の場で、中大生はとても興味深い経験をして来ています。

その活動を報告する場として、「ボランティア・ワークキャンプ活動報告会(仮題)」を実施します。学生相談室の主催行事ですが、企画・運営そのものも、学生中心で行います。

体験報告は、「学校教育ボランティア」「医療・福祉系のボランティア」そして「国際ワークキャンプ」を予定しています。 たくさんの参加をお待ちしています。

日 時: 4月16日(金) 16:35~18:05

場 所: 多摩キャンパス8101号教室(予定) 報告者: ボランティア活動を経験した在学生

定 員: 特に設けません。直接会場にお集まり下さい。

\*詳細については学内掲示板、ビラ等をご覧ください。

#### ② キャリアグループ

職業興味テスト(VPI)や、相談室独自のワークシートを通じて、自分の進路・将来を考えていくグループです。みなさんが将来を考えるキッカケになることを願っています。前期4回行う予定ですが、定員制ですので受付開始日を設けています。

日 時: 第1回 5月15日(土) 13:00~17:00 (4月12日受付開始)

第2回 5月29日(土) 13:00~17:00 (5月10日受付開始) 第3回 6月16日(水) 15:00~19:00 (5月24日受付開始) 第4回 7月1日(木) 15:00~19:00 (6月14日受付開始)

場 所: グループカウンセリング室(学生相談室となり)

世話人: 学生相談室スタッフ

定 員: 各10名程度(学生相談室にて申し込み。先着順)

「学生相談室」のことを、少しはわかってもらえましたか?「百聞は一見にしかず」です。時間があるときにのぞいてみてはいかがでしょう?

教員相談員・専門相談員のプロフィール・相談時間などは、次号に掲載します。

# Current Topics 悪徳商法を撃退しよう!

「街を歩いていたら呼び止められて...」「突然電話がかかってきて...」「簡単にもうかる話があると誘われて...」などなど、皆さんの周りには、色々な手段を使って高額な商品を買わせようとしたり、不必要な契約を結ばせようとする、いわゆる「悪質業者」がたくさんいます。大学生は特に狙われているのです。契約をしてしまって後で困らないように、まずは引っかからないための方法をお知らせしましょう。

#### セールス・トークにご用心 ――悪質商法を撃退するための七箇条――

- ① 家に訪ねてきたときは、まず相手の名前と用件を聞き、簡単にドアを開けないように。
- ② 「おいしい話」は世の中にはないのだから、疑うことも必要。
- ③ 電話でのセールスには、曖昧な言葉を使わず、「必要ありません」「興味ありません」とはっきり伝える。
- ④ 「NO」と言う勇気が必要。契約はあなたの意志によるものだから、断っても問題はないはず。 「相手に悪いから...」「親切にしてくれたし...」と考える必要はありません。
- ⑤ 契約する前に、「本当に自分に必要なのか」もう一度考えてみましょう。
- ⑥ **契約書は内容をじっくり読み**、納得するまでサインや押印するのは止める。
- ⑦ 迷ったら自分一人では決めず、家族や友人などに聞いてみる。(相談室でもいいですよ)

#### それでも契約してしまったら ――クーリングオフ制度――

それでも、「相手の強引な手口で本当はしたくない契約をしてしまった」あるいは、「契約した後でよく考えてみたら自分には必要のないものだった」などということはよくあります。そういう時には「**クーリングオフ制度**」を利用しましょう。

クーリングオフとは、消費者が違約金などを払うことなく、契約を解除できる制度です。

・訪問販売による契約(キャッチセールス・アポイントメント商法等) 8日以内

・マルチ商法による契約20日以内

・特定継続的役務(語学教室、エステティックサロン等) 8日以内

に、**書面による手続き**が必要となります。ただし何にでも適用できるわけではありません。

#### 最近特に多い被害は?

・電話勧誘による契約

- ① 携帯電話に身に覚えのない情報使用料の請求があった。
  - → 使っていないのなら、払う必要はありません。使用していた場合も、すぐに払わず、学 生課または学生相談室に、まず相談してください。
- ② 友達からよいネットワークビジネスがあると誘われた。説明会があるというので行ってみようと思うが。
  - → 「マルチ商法」の可能性があります。まだ契約していない場合はきっぱり断りましょう。 既に契約をしてしまった場合には、上記クーリングオフを使用することができます。詳細は 最寄りの消費生活センターまたは学生相談室に相談してください。

8日以内